

—中小企業の皆様へ—

# がんばる企業支援資金5000

担保や保証人に依存せず短期間での資金調達の円滑化を目的とした保証制度です。

保証期間が **10年**で  
ご利用いただけます!

ご利用メリット

## 1 スピーディーな審査

事前審査制により、本申込後の結果は3営業日以内に行います。  
(※がんばる500については直接申込みです。)

## 2 担保不要

担保は徴求しません。

## 3 第三者 保証人不要

原則法人代表者以外の保証人は徴求しません。



 SAGA GUARANTEE  
佐賀県信用保証協会

〒840-8689  
佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル2・3F)  
TEL:0952-24-4341・FAX:0952-24-5698  
《業務1課》TEL:0952-24-4342  
《業務2課》TEL:0952-24-4343

●お問い合わせ先

# がんばる企業支援資金保証概要

	がんばる企業5000	がんばる企業500
保証限度額	5,000万円以内 ただし、次の各号のいずれにも該当するもの ①がんばる企業支援資金500と併用する場合、両制度の合計は5,000万円以内 ②直近決算平均月商の2倍以内(10万円未満は切り捨て)	500万円以内 ただし、次の各号のいずれにも該当するもの ①がんばる企業支援資金5000と併用する場合、両制度の合計は5,000万円以内 ②直近決算平均月商の2倍以内(10万円未満は切り捨て)
対象資金	運転資金	
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に本店を有する金融機関 佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合</li> <li>・県外に本店を有する金融機関 商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、親和銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合</li> </ul>	
保証期間	<b>10年以内</b>	5年以内
貸付形式	証書貸付	
返済方法	月賦償還(据置期間6カ月以内)	
信用保証料	年0.45%~1.90%	
貸付利率	金融機関所定の利率	
担保	不要	
連帯保証人	原則法人代表者以外不要	
対象者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 佐賀県内に主たる事業所を有し、県内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる法人・個人</li> <li>2. 次の各号のいずれにも該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1).取扱金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること</li> <li>(2).直近2期の決算書を提出できること ※個人事業者にあつては青色申告特別控除(B/S作成)の2期適用を受けていること</li> <li>(3).県税(事業税又は県・市町村民税)を完納していること</li> <li>(4).中小企業信用リスクデータベース(CRD)の評点が一定以上であること 法人…37点以上 個人…52点以上</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 佐賀県内に主たる事業所を有し、県内で1年以上引き続き同一事業を営んでいる個人</li> <li>2. 次の各号のいずれにも該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>(1).取扱金融機関との与信取引が6ヶ月以上あること</li> <li>(2).直近2期の決算書を提出できること ※青色申告特別控除(B/S作成)の2期適用を受けていること</li> <li>(3).県税(事業税又は県・市町村民税)を完納していること</li> </ol> </li> </ol>
保証申込方法	金融機関経由 (事前照会票による事前照会が必要)	金融機関経由
保証審査	保証申込受付及び必要書類完備後から原則として、3営業日以内に保証諾否を決定	
申込添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 協会所定の申込書類</li> <li>2. 納税証明書原本(事業税又は県・市町村民税)</li> <li>3. 直近2期分の決算書または青色申告決算書</li> <li>4. 協会を初めて利用する個人事業者の場合は、所得証明書</li> <li>5. その他必要資料</li> </ol>	
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既存の他制度の借換は不可、また他制度での本制度の借換は原則不可</li> <li>2. 取扱口数は制限しない</li> <li>3. 与信取引とはプロパー及び保証付とも証書貸付、手形貸付、手形割引、当座貸越、代理貸等を指し住宅ローン、消費者ローン等は含まない</li> </ol>	